

1. 申請ができるとき

医療上、施術を必要とする症状で、医師が交付する施術への「同意書」を持参し、可動域の拡大など、症状の改善目的の為に、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けた場合

(例)筋麻痺、片麻痺に代表されるような麻痺の緩解措置としての医療マッサージ、あるいは、関節拘縮や筋委縮が起こり、その制限されている関節可動域の拡大を促し症状の改善を図る変形の矯正を目的とした医療マッサージなど

2. 申請の流れ

(1) 医師の同意

・医師から「あん摩・マッサージ・指圧」の施術について同意を受ける
(初回申請時は『①(施術に対する)医師の同意書』の交付を受け、コピーを手元に保管)

医師の同意の有効期間は6ヶ月となります 同意書の有効期間を超え施術を受ける場合は、医師の診察を受けた上で、改めて「①医師の同意書」の再交付を受けて下さい。

同意日 1日～15日:同意月の6ヶ月後の末日まで有効
同意日 16日～末日:同意月の7ヶ月後の末日まで有効

(2) 施術を受ける

・施術所にて施術に要した費用の全額を支払う
・『②領収証』の発行を受ける

(3) 申請書の作成

・『療養費支給申請書(あん摩・マッサージ・指圧用)』に必要事項を記入
・施術者(指圧師等)に療養費支給申請書内『施術内容』の証明を受ける

申請書は施術を受けた月ごとにご用意ください

申請書は健保ホームページから取得いただけます。※「あん摩・マッサージ・指圧用」「はり・きゅう用」と2種類有

(4) 申請書の提出

・(3)で作成した『療養費支給申請書(あん摩・マッサージ・指圧用)』を健保へ提出
添付書類:『①医師の同意書(原本もしくは写し)※1』『②領収証(原本)』『③施術報告書(写し)※2』

※1 「①医師の同意書」は有効期間内に2回目以降申請する場合は、写しを添付してください。

(初回申請時と変形徒手矯正術時は同意書原本添付必須)

※2 「③施術報告書(写し)」は交付された場合のみ添付してください。

(5) 審査～支払い

・健保にて審査のうえ支給決定
(給付金は、毎月給与へ合算)

※他医療機関との併用確認等のため、お支払いは最短でも施術を受けた月から3ヶ月後となります

3. 留意事項

①書類の不備や内容の調査等により支給を決定するまでに半年ほどかかる場合があります。

②請求の効力は2年です。2年以内に提出して下さい。(効力の起算日:あん摩・マッサージ・指圧の費用を支払った日の翌日)

4. 申請書記入上の注意事項

①ボールペンで記入し(鉛筆書き不可)記入もれ・印もれのないようにして下さい。

②治療を受けた際に、窓口で個人負担分の一部または全部を支払っていない方は、医療助成受給者確認欄にチェックを入れて下さい。

5. 添付書類

①医師の同意書(原本もしくは写し)…初回申請時と変形徒手矯正術時は原本、2回目以降の申請で同意書有効期限内は写しを添付

②施術に要した費用の領収証(原本)

③施術報告書(写し)(交付された場合)…再同意の際、施術報告書の交付があり、交付料を請求する場合、写しを添付

6. 個人情報保護について

①ご記入いただいた個人情報は、健康保険組合からのご案内及び保険給付等の支払いに使用場合があります。

7. その他

①「医師の同意書」は有効期間内に2回目以降申請する際は写しの提出が必要です。提出前にコピーを手元に保管下さい。

②詳細については日清製粉健康保険組合 HP <http://www.nisshinkenpo.or.jp> をご覧ください。

8. 問い合わせ先

日清製粉健康保険組合 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-7 蛸殻町ビル3階

電話 03-5614-7108 ファックス 03-5614-7110